

お墓の建立と墓地の使用について

1. お墓の建立について

〒088-3292

川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

弟子屈町役場 町民課 衛生係

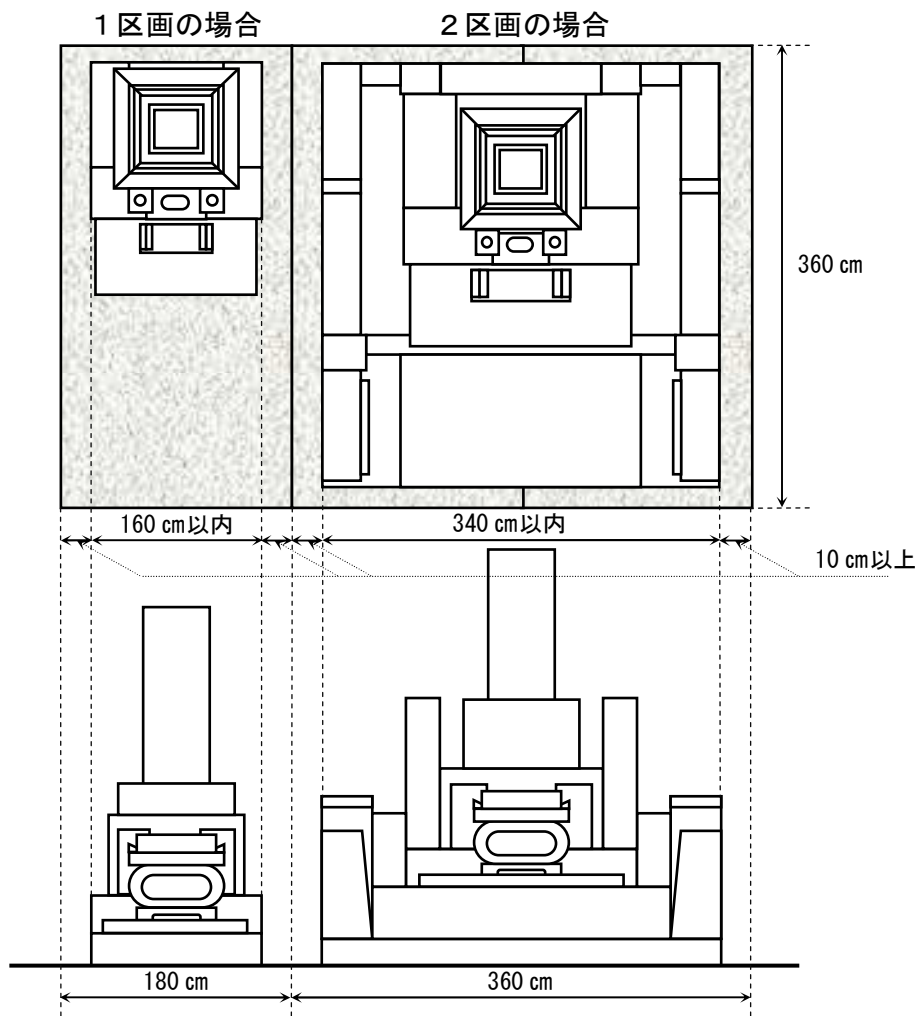
Tel 015-482-2934 (直通) Fax 015-482-2696

① 墓碑建設（改碑）

墓碑建設（改碑）届出書と墓碑の設計書を弟子屈町役場へ提出して頂きます。

- ・ 墓碑の幅は、隣接する区画との境界より、両隣10cm以上離れる大きさにして下さい。
(※墓碑を建設する区画が1区画の場合は160cm以内となります。)
(※但し、古い区画などは、場合により寸法が異なりますので、現地での測量が必要になります。)
- ・ 墓碑の奥行きは、通路から見て区画の奥側を隣接する墓碑と合わせるように建設して頂きますので、その位置から区画の範囲内となります。
- ・ 墓碑は、区画の中心から両端が均等になるように建設して頂きます。
(※但し、ご都合がある場合はご相談ください。)
- ・ 盛土については、隣接する墓碑との都合から現地での打ち合わせとなります。
- ・ 墓碑建設にあたり、墓地内の水道の使用や、ミキサー車等の清掃は行わないで下さい。

※墓碑建設前に、町が現地立会で確認・説明を行います。



裏面へ続く

平成24年7月19日現在

② 墓 碑 解 体

墓碑解体の届出は必要ありませんが、墓地を使用しなくなった場合は、弟子屈町役場へ墓地返還届の提出が必要です。

- ・ 墓地の上の、お墓や瓦礫などの撤去、墓地が平になるよう整地を行って下さい。
(※解体後、弟子屈町役場で現地確認を行いますので、解体完了後連絡願います。)

2. 墓地の使用について

(※下の表1に掲げる墓地が対象になります。)

① 使 用 申 請

墓地をご使用の際は、弟子屈町役場へ墓地使用許可申請書の提出と使用料を頂きます。

- ・ 墓地の使用は、お一人様1区画です。
- ・ 使用料については、下の表1をご確認ください。
- ・ 1区画当たりの寸法については、下の表2をご確認ください。
(※但し、古い区画などは場合により寸法が異なりますので、現地での測量が必要になります。)
- ・ 墓地を2区画以上使用される場合、区画数分の使用(申請者)者が必要です。
- ・ 原則、使用者は町内にお住まいの方になります。
- ・ 町外にお住まいの方は、町内在住の方を代理人とすることで、墓地を使用できます。
(※墓地使用者代理人届を提出してください。)

表1 墓地使用料

墓 地 名	1区画
弟子屈・川湯	10,000円
屈斜路・古丹・美留和・熊牛・札友内	6,000円

表2 墓地の寸法

	1区画
間 口	約1.8m(6尺)
奥行き	約3.6m(12尺)
面 積	約6.6㎡

② 使 用 者 変 更

墓地使用者より墓地の使用を承継された場合は、弟子屈町役場へ墓地使用权移転申請書を提出して下さい。

③ 墓 地 返 還

改葬及び墓碑解体などで墓地を使用しなくなった場合は、弟子屈町役場へ墓地返還届を提出して頂きます。

- ・ 墓地の上にお墓や瓦礫などが無いこと、墓地が概ね平になっている必要があります。
- ・ 町で現地確認を行いますので、返還に支障が無いようにして下さい。